

許可に係る経過措置

とび・土工事業

「とび・土工事業」
から解体工事を分離、
「解体工事業」を新設

法施工日 (H28.6.1)

H31.6.1

H33.4.1

解体工事業

【許可に係る経過措置期間】 H31年5月末まで

H28年6月1日時点でとび・土工事業の許可を受けている建設業者は解体工事を請け負えます。

解体工事業を請け負う場合、解体工事業の許可が必要。
※H31.5.31以前に既に請け負っている解体工事を施工する場合も許可が必要。
(少なくとも解体工事の許可申請を行っておく必要があります。)

②施工日時点でとび・土工事業の技術者に該当している方は、平成33年3月31日までの間は、解体工事業の技術者とみなします
ので、建設業許可の要件となる専任技術者や工事現場に配置が必要な主任技術者等になることができます。

技術者に係る経過措置

【技術者に係る経過措置期間】 H33年3月末まで

H28年6月1日時点でとび・土工事業の技術者に該当している方は、平成33年3月31日までの間は、解体工事業の技術者とみなします
(ただし、技術者の経過措置期間が終了するH33年3月31日までに解体工事業の技術者として必要な資格要件を満たさなければいけません。)

解体工事の技術者が必要 (みなしの技術者は不可)

※ 解体工事の場合、軽微な工事 (工事1件の請負金額が500万円未満の工事) のみを請け負う場合でも、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録が必要となります。「土工事業」、「建築工事業」、「解体工事業」のいずれかの建設業許可を受けている場合は、登録不要です。